

呉市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の障害者施設等入所者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人及び財団法人並びに民間事業者等が行う障害者福祉施設等（保護施設を含む。）の施設整備等に要する経費について、呉市障害者福祉施設等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和31年呉市条例第8号）及び呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号。以下「厚労省補助要綱」という。）及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこども家庭庁発こ成事第370号。以下「こ家庁交付要綱」という。）のいずれか並びに別表第1に該当するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第2及び別表第3のいずれか並びに予算の範囲内で、厚労省補助要綱又はこ家庁交付要綱により算出した額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）の合計額の範囲内で市長が定める額とする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、次条に規定する申請をする前に、施設整備計画調書（様式第1号）及びその他必要書類を市長に提出し、事業内容等に係る協議をしなければならない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者で、別表第2に該当するものは、障害者福祉施設等整備補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 申請額内訳書（様式第3号）
- (2) 事業計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者で、別表第3に該当するものは、障害者福祉施設等整備補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 施設整備計画書（様式第7号）
- (2) 防犯対策強化整備計画書（様式第8号）
- (3) 申請額内訳書（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書及び添付書類を受理した場合は、速やかにこれらの書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、次の条件を付して補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業は、予定の期間内に完了させ、指定期日までに市長の完了検査等を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 社会福祉法人又は医療法人が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「事業者」という。）は、補助金等交付決定通知書を受けた後において、当該交付対象事業の変更、休止、中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等計画変更承認申請書（規則様式第3号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、当該交付対象事業の変更等を承認し、申請者に対し、補助金等変更決定通知書（規則様式第4号）により通知するものとする。

（実績の報告）

第8条 事業者は、別表第2に該当する補助事業が完了したときは、障害者福祉施設等整備補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 精算額内訳書（様式第11号）
- (2) 事業実績報告書（様式第12号）
- (3) 収支決算書（様式第13号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、別表第3に該当する補助事業が完了したときは、障害者福祉施設等整備補助金実績報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 整備計画実績の概要（様式第15号）

(2) 防犯対策強化整備計画実績の概要（様式第 16 号）

(3) 精算額内訳書（様式第 17 号）

(4) 事業実績報告書（様式第 18 号）

- 3 前二項に掲げる実績報告書等は、補助事業が完了の日から 40 日以内又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条に規定する報告書及び添付書類を受理した場合は、速やかにこれらの書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助金等確定通知書（様式第 19 号）により事業者へ通知するものとする。ただし、当該補助金の確定した額が、第 6 条又は第 7 条第 2 項の規定により交付決定した額と同額の場合は、当該通知を省略できるものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、これを受けようとするときは、速やかに補助金等（概算払・前金払）交付請求書（規則様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 交付条件に違反したとき。

(3) その他市長が不都合と認める行為があったとき。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第 12 条 事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（様式第 20 号）により速やかに市長へ報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、当該仕入控除税額の全部又は一部相当額の補助金を返還させることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から実施し、平成 29 年度以後の年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1（第2条関係）

整備区分		対象事業・対象経費及び補助基本額
施設整備共通		・平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知に基づくものであること。 ・令和5年8月22日付けこども家庭庁発こ成事第370号こども家庭庁長官通知に基づくものであること。
施設整備	創設	・新たに施設を整備すること。
	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
	拡張	・既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延床面積の増加を図る整備をすること。
	大規模修繕等	・平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知に基づくものであること。 ・令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知に基づくものであること。
	スプリンクラー設備等整備	・平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知に基づくものであること。 ・令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知に基づくものであること。
	老朽民間社会福祉施設整備	・平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知に基づくものであること。
	老朽民間児童福祉施設整備	・令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知に基づくものであること。
	防犯対策強化に係る整備	・平成28年11月18日付け社援発1118号第3号厚生労働省社会・援護局長通知に基づくものであること。 ・令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知に基づくものであること。
	応急仮設施設整備	・平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知に基づくものであること。 ・令和5年8月22日こ成事第428号こども家庭庁成育局長通知に基づくものであること。
	避難スペース整備	・平成25年2月26日付け障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づくものであること。 ・令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知に基づくものであること。

別表第 2（第 3 条関係）

対象施設		補助対象事業者，補助額
保護施設等	保護施設	補助対象事業者は，平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知に基づく者とする。 補助額は，同通知の補助対象経費の 3/4 の額と同通知の補助基準額を比較し，いずれか少ないほうの額とする。
	社会事業授産施設	
障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス事業所	
	障害者支援施設	
居宅介護事業所等	居宅介護事業所	
	重度訪問介護事業所	
	同行援護事業所	
	行動援護事業所	
	短期入所事業所	
	就労選択支援事業所	
	就労定着支援事業所	
	自立生活援助事業所	
	共同生活援助事業所	
	相談支援事業所	
身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設	
	盲導犬訓練施設	
	視聴覚障害者情報提供施設	
福祉ホーム	福祉ホーム	
応急仮設施設	応急仮設施設	
無料低額宿泊所	無料低額宿泊所	

別表第 3（第 3 条関係）

対象施設		補助対象事業者，補助額
障害児施設等	児童発達支援事業所	補助対象事業者は，令和 5 年 8 月 22 日付けこども家庭庁発成事第 370 号こども家庭庁長官通知に基づく者とする。 補助額は，同通知の補助対象経費の 3/4 の額と同通知の補助基準額を比較し，いずれか少ないほうの額とする。
	放課後等デイサービス事業所	
	居宅訪問型児童発達支援事業所	
	保育所等訪問支援事業所	
	障害児相談支援事業所	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	

様式第 1 号（第 4 条関係）

施 設 整 備 計 画 調 書

設置者名
事務担当者職・氏名
TEL

施設種別	設置者名	施設名	整備区分	施設建設地	整備内容	計画年度	備考

記入要領

- 1 整備区分は、呉市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱別表第 1 に掲げる区分により記入してください。
- 2 整備内容は、具体的に記入してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

（元号） 年度 呉市障害者福祉施設等整備補助金交付申請書

（元号） 年 月 日

呉 市 長 様

住 所

設置主体名

代表者氏名

この補助金を，次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申 請 額 金 円

2 施設の種類

3 添 付 書 類

（1）申請額内訳書（様式第 3 号）

（2）事業計画書（様式第 4 号）

（3）収支予算書（様式第 5 号）

様式第3号の1(第5条関係)

施設整備申請額内訳(障害者福祉施設等)

(設置者の名称)

(施設の名称)

[illegible]

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(2) 大規模修繕、スプリンクラー設備等整備及び応急仮施設整備以外の整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に3/4を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をE欄に記入すること。

(3) 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

(4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。

(5) A欄～E欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

(6) F欄には、B欄、D欄、E欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。

施設整備申請額内訳(保護施設等)

(設置者の名称)

(施設の名称)

[illegible]

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(2) 大規模修繕、スプリンクラー設備等整備及び応急仮設施設整備以外の整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に3/4を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を1欄に記入すること。

(3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。

(4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、I欄若しくはJ欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。

ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊付帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。

(5) A欄～D欄及びI欄～J欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

(6) J欄には、B欄、D欄、I欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、J欄とを比較していずれか少ないほうの額を記入すること。

様式第4号（第5条関係）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____ m^2
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (オ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造（ _____ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____円

イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	（介護用リフト工事費）	_____円
	（_____）	_____円
オ	授産施設近代化整備工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合 計	_____円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

（３）財源内訳

ア	国庫補助金	_____円
イ	市補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	（内訳）一般財源	_____円
	地方債	_____円
	寄付金	_____円
エ	合 計	_____円

（４）施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - （ア）直営・請負の別
 - （イ）着工年月日
 - （ウ）完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
 - （ア）直営・請負・賃貸借の別
 - （イ）工事期間
 - （ウ）仮設施設の使用期間

- （５）平成２２年３月１７日社援発０３１７第６号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添１「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第３の３の（１）に規定する抵当権の設定の有無
有・無

（６）その他参考事項

様式第5号(第5条関係)

(元号) 年度 整備特別会計収支予算書

収入の部

科目			予算額	附記
(大区分)	(中区分)	(小区分)	円	
補助金収入	地方公共団体 補助金収入	市補助金収入		
寄附金収入	寄附金収入			
設備資金借入金収入	設備資金借入金収入			
計				

支出の部

科目			予算額	附記
(大区分)	(中区分)	(小区分)	円	
固定資産取得費	固定資産取得費	工事費		
		設計監理費		
		工事事務費		
事務費支出	固定資産物品費	設備整備費		
計				

(注)収入合計と支出合計は一致すること。

上記のとおり相違ありません。

(元号) 年 月 日

法人名
代表者氏名

様式第 6 号（第 5 条関係）

（元号） 年度 呉市障害者福祉施設等整備補助金交付申請書

（元号） 年 月 日

呉 市 長 様

住 所

設置主体名

代表者氏名

この補助金を，次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申 請 額 金 円

2 施設の種類

3 添 付 書 類

（1）施設整備計画書（様式第 7 号）

（2）防犯対策強化整備計画書（様式第 8 号）

（3）申請額内訳書（様式第 9 号）

（元号） 年度 整備計画書
（通常整備事業分，耐震化等整備事業分）

設置者名

1. 整備計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出（予定）額	市補助金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

2. 整備の目的

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

4. 耐震化を行う必要性，整備の緊急性，その他特殊事情等について
耐震化を行う必要性，整備の緊急性，その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は，詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条及び第 6 条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 2 5 年法律第 9 5 条）第 1 3 条に規定する国土強靱化地域計画等，耐震化整備に係る計画を策定している場合には，当該計画を添付すること。

様式第5号の3 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備），耐震化等整備事業分のうち，該当する事業を○で囲み，別葉に作成すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し，記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」，継続事業の場合は「（元号） 年度●●%～（元号） 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について，○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも，1つを記入し，整備区分については，主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては，施設整備の目的及び必要性，施設整備による効果等とする。

※必要に応じ，資料を添付すること。

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性，ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また，翌年度以降の整備計画などがあれば記入し，将来的な展望等も記入すること。

※必要に応じ，資料を添付すること。

4. 耐震化を行う必要性，整備の緊急性，その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は，必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また，地域計画や建物を取り巻く環境など，協議施設との関係で，特殊事情等があり，特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

（元号） 年度 防犯対策強化整備計画書

設置者名

1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出予定額	市補助金申請額
合 計						

2. 防犯対策強化に係る整備の概要（防犯対策強化の必要性を認めた理由を具体的に記入すること）

施設名	防犯対策強化に係る整備の概要及び整備が必要な理由

様式第 5 号の 4 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

2. 防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

施設整備申請額内訳（障害児施設等）

(施設の名称)

[illegible]

(9) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

（元号） 年度 呉市障害者福祉施設等整備補助金実績報告書

（元号） 年 月 日

呉 市 長 様

住 所
設置主体名
代表者氏名

（元号） 年 月 日付け呉福障指令第 号で交付決定を受けたこの
事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

1 概算払精算書（概算払の交付を受けている場合）

交付指令額 A	概算払受領済額 B	差引額 （A－B）
円	円	円

2 添 付 書 類

- (1) 精算額内訳書（様式第 1 1 号）
- (2) 事業実績報告書（様式第 1 2 号）
- (3) 収支決算書（様式第 1 3 号）

施設整備精算額内訳(障害者関係施設)

(設置者の名称)

(施設の名称)

[illegible]

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(2) 大規模修繕、スプリンクラー設備等整備及び応急仮施設設備以外の整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に3/4を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をE欄に記入すること。

(3) 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

(4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。

(5) A欄～E欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

(6) F欄には、B欄、D欄、E欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。

(施設の名称)

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(2) 大規模修繕、スプリンクラー設備等整備及び応急仮設施設整備以外の整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に3/4を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をI欄に記入すること。

(3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。

(4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、I欄若しくはJ欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。

ただし、地域交流スペースの整備、介護リフト等特殊付帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。

(5) A欄～D欄及びI欄～J欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

(6) J欄には、B欄、D欄、I欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、J欄とを比較していずれか少ないほうの額を記入すること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____m²
 - (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
 - (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
 - (エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
 - (オ) 建物の構造（_____造）
- イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）
- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
 - (イ) 建物の構造（_____造）
 - (ウ) 建築年月日
 - (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
 - (オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (イ) 建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 _____円
- イ 工事事務費 _____円
- ウ 小計（本体工事費） _____円
- エ 介護用リフト等特殊
附帯工事費 _____円
- (介護用リフト工事費) _____円
- (_____) _____円

オ	授産施設近代化整備工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合 計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮設施設の使用期間

- (4) 平成22年3月17日社援発0317第6号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有・無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写 (仮設施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙①)
- 7 抵当権の設定を証明できる書類 (登記簿の写し等)

(元号) 年度 整備特別会計収支決算書

収入の部

科目			決算額	附記
(大区分)	(中区分)	(小区分)	円	
補助金収入	地方公共団体 補助金収入	市補助金収入		
寄附金収入	寄附金収入			
設備資金借入金収入	設備資金借入金収入			
計				

支出の部

科目			決算額	附記
(大区分)	(中区分)	(小区分)	円	
固定資産取得費	固定資産取得費	工事費		
		設計監理費		
		工事事務費		
事務費支出	固定資産物品費	設備整備費		
計				

(注)収入合計と支出合計は一致すること。

上記のとおり相違ありません。

(元号) 年 月 日

法人名
代表者氏名

様式第 1 4 号（第 8 条関係）

（元号） 年度 呉市障害者福祉施設等整備補助金実績報告書

（元号） 年 月 日

呉 市 長 様

住 所

設置主体名

代表者氏名

（元号） 年 月 日付け呉福障指令第 号で交付決定を受けたこの
事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

1 概算払精算書（概算払の交付を受けている場合）

交付指令額 A	概算払受領済額 B	差引額 （A－B）
円	円	円

2 添 付 書 類

- （1）整備計画実績の概要（様式第 1 5 号）
- （2）防犯対策強化整備計画実績の概要（様式第 1 6 号）
- （3）精算額内訳書（様式第 1 7 号）

(元号) 年度 整備計画実績の概要
(通常整備事業分, 耐震化等整備事業分)

設置者名

1. 整備計画実績の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の総事業費	市補助金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3. 今後の整備計画について

（元号） 年度 防犯対策強化整備計画実績の概要

設置者名

1．防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出予定額	市補助金申請額
合 計						

2．防犯計画と実績との比較及び進捗状況

様式第17号 (第8条関係)

施設整備精算額内訳（障害児施設等）

(設置者の名称)

(施設の名称)

[illegible]

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- (2) E欄には、大規模修繕、スプリンクラー設備等整備及び応急仮設施設整備以外の整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に3/4を乗じたもの（ただし、千円未満は切捨て。）を記入すること。
- (3) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- (4) 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
- (5) E欄及びJ欄～K欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (6) F欄には、B欄、D欄、J欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。
- (7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- (8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満は切捨て）

様式第18号（第8条関係）

事業実績報告書

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
(2) 施設の種類
(3) 設置主体及び経営主体
(4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____円

イ 工事事務費 _____円

ウ 小計（本体工事費） _____円

エ 特殊附帯工事費 _____円

オ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費

（解体撤去工事費） _____円

（仮設施設整備工事費） _____円

カ その他の工事費 _____円

キ 地域交流スペース _____円

ク 合 計 _____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 事業開始年月日

オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）

様式第19号（第9条関係）

呉福障指令第 号
（元号） 年 月 日

様

呉市長

補助金等確定通知書

（元号） 年 月 日付け呉福障指令第 号で交付決定した（元号） 年度呉市障害者福祉施設等整備補助金については、（元号） 年 月 日付け事業実績報告に基づき、呉市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 補助金の額 金 円

2 補助対象となる事業

様式第 20 号（第 12 条関係）

（元号） 年 月 日

呉市長様

住 所

設置主体名

代表者氏名

（元号） 年度消費税仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日付け呉福障指令第 号で交付決定を受けた呉市障害者福祉施設等整備補助金について、呉市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業の種類

2 補助金確定額

金 円

3 補助対象経費

金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

3 添付書類

（1） 4 の金額の積算の内訳を記載した書類

（2） その他参考になる資料

別紙①

(元号) 年 月 日

呉 市 長 様

発注者

請負者

工 事 請 負 金 額 報 告

発注者

とは、

工事に係る工事請

負契約を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき
算定したことを報告する。

【工 事 名】

【契約年月日】 (元号) 年 月 日

【金 額】 円 (内消費税額 円)